

令和5年度高知県製品等グリーン化推進事業費補助金【3次募集】

高知県では、本県グリーン化関連産業の育成を図ることを目的として、県内に本社又は主たる事業所を有する事業者が行う、ものづくり分野における環境負荷の低減に資する製品・技術の開発に要する経費の一部を、予算の範囲内で支援します。

◆補助概要

補助事業者	県内に本社又は主たる事業所（支社や営業所、工場等）を有する事業者
補助要件	ものづくり分野における環境負荷の低減に資する製品・技術の開発を行うこと ※ただし、主たる研究開発及び製造を県内において行うものに限る
事業期間	複数年度で事業を実施する場合：「補助金交付決定通知書」に記載した日から2年以内
補助率	2分の1以内
補助限度額	複数年度で事業を実施する場合：2,000万円※ (ただし、申請時は50万円を下限とする) ※残予算額により減額の可能性あり



◆補助対象経費

機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (注1)機械装置費は県内事業所に設置するものに限る。
直接人件費	開発に直接従事する従業員（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の製品・技術の開発業務時間に対応する人件費 (注1)人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。 (注2)直接人件費の上限は補助対象経費総額の3分の1を超えない額とする。 (注3)直接人件費は県内事業所に属する者に限る。
謝金	指導、助言等を受けるために招へいした専門家に謝礼としての支払に要する経費
旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費
外注加工費 委託費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費 (注1)外注加工費及び委託費の合算の上限は、補助対象経費総額の2分の1を超えない額とする。 (注2)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。
原材料費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
その他事務費	会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け等）
特許等取得費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） (注1)開発する製品・技術に関連するものに限る。 (注2)出願料など特許庁に支払う経費は対象外とする。

申請については裏面をご覧ください

◆申請について

- 申請に必要な書類は、高知県工業振興課のHPからダウンロードしてください。
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/2023111400093.html>
 - 申請書類
 - ・補助金交付申請書〔添付書類〕
 - ①補助事業計画書
 - ②会社パンフレット
 - ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ④直近2期分の決算書
 - ⑤県税の滞納がないことを証する証明書 又は
県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し
 - ⑥積算根拠資料
 - ⑦誓約書兼同意書
- ※このほか、追加で資料の提出をお願いすることもあります。
- 申請にあたっては、HP掲載の要綱及び要領を必ずご確認ください。
 - 申請書を受理後、外部有識者を含む審査会において評価し、優れた事業計画を予算の範囲内で採択します。
補助事業は、「補助金交付決定通知書」に記載した日以降に行うことが要件となります。
(交付決定通知書に記載した日より前の、契約や発注、購入は補助対象外となります。)



◆スケジュール（予定）

- 募集期間：令和6年1月22日（月）17:00まで（必着）
- 審査会・申請者プレゼンテーション：2月予定
- 交付決定：3月上旬予定



お問い合わせ

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 商工労働部 工業振興課〔担当：荻・毛利〕
Tel：088-823-9724
E-Mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

日本政策金融公庫高知支店による新たな融資制度の紹介

当補助金に採択された事業者は、日本政策金融公庫高知支店「地域活性化・雇用促進資金（地方創生関連）」の対象となり、事業を行うために必要な設備資金および運転資金の融資を受けられる可能性があります。詳細については、以下のHPを参照ください。
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/2023071400133.html>